

「(仮称) 和歌山県犯罪被害者等支援条例」骨子案に関するご意見の募集について提出された意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

和歌山県県民生活課生活安全班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2350(直通) FAX：073-433-1771

E-mail：e0313001@pref.wakayama.lg.jp

平成30年11月19日から平成30年12月7日までの間、(仮称)和歌山県犯罪被害者等支援条例について実施したパブリックコメント(県民意見の募集)では、1団体、5名から8項目についてご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。これらの意見について、県の考え方を以下に示します。

No	意見(パブリックコメント)の概要	意見に対する考え方
1	<p>犯罪被害者の権利を保護し、被害の軽減と早期回復を図るために、被害者を孤立させない具体的な施策を盛り込んだ犯罪被害者等支援条例が出来る事は大変良いと思います。</p> <p>いつ誰が犯罪被害者になるかわからないので、支援する条例が出来ると、支援する根拠になると思うので賛成です。</p>	<p>これまで和歌山県安全・安心まちづくり条例(平成18年4月1日施行)第28条(犯罪被害者等に対する支援)により、犯罪被害者等支援施策の推進に取り組んできたところですが、支援の更なる充実のため支援する具体的施策を盛り込んだ条例を新たに制定し、総合的・計画的に支援を進めてまいります。</p> <p>条例の制定は支援を確実に実施する根拠となり、関係機関とのより一層の連携が強化されると考えます。</p>
2	<p>犯罪被害者になることは他人事ではありません。自分たちの考えも及ばないような様々な事件が起こってくる昨今犯罪被害者に対する支援はとても重要なものだと考えます。県がこうした支援に積極的に関わってくれるのは嬉しいです。</p> <p>万が一被害にあわれた方のために有効な条例をお願いします。</p>	
3	<p>自治体と警察などが迅速に連携して支援できるようにしてほしい。</p>	
4	<p>大変良い施策であると思います。この施策を進めていってほしいです。</p>	

5	<p>加害者の支援は弁護士がつくなど保護されていますが、被害者や被害者家族への支援はあまり行き届いていない感じがします。例えば性犯罪では、被害者側にも落ち度があったのではないかとバッシングされることがあります。被害に遭い、このように責められることがあることほど辛いことはあるのか。被害者の立場からすれば非常に辛いことだと思います。</p> <p>より被害者が事件後に保護される環境の支援が必要だと思います。</p>	<p>県では、二次的被害が生じることのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について広報・啓発に取り組んでまいります。</p>
6	<p>「支援推進会議」（仮称）の設置 基本計画の策定等に意見を述べる ことができる「支援推進会議」（仮称） を設置してください。</p>	<p>基本計画の策定に関しましては、「支援推進会議」の設置は予定しておりませんが、パブリックコメントを通じて意見募集する予定です。</p>
7	<p>条例の見直しについて 北海道条例附則２・神奈川県条例附則 ３・福岡県条例附則２にある様な条例 を見直しすることができる条文を お願いします。</p>	<p>条例の見直し時期をあらかじめ規定するのではなく、犯罪被害者等の支援については、社会情勢等の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応することとしております。</p>
8	<p>「貸付金」について 貸付対象者は「犯罪被害者給付金支給 対象者」となっていますが、下記のと おりそれ以外の方々も「貸付金」の 対象にしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>警察へ被害届を出し被害事実が確認 された被害者で、当センターが支援 している事案で、「犯人が捕まってい ない」又は「不起訴となり」、被害 者が生活に困っている状態（仕事 を休んだり、転居しなければなら ない等）が確認されたとき</p>	<p>まずは、犯罪被害給付金制度の対象となる方への支援を行っていきたいと考えております。</p>